

## 議 題

### 1 遭難対策委員会

- 1) 構成員の確認
- 2) 日本山岳協会 2009 年度遭難対策委員会総会・研修会の結果について(6月 27-28 日埼玉県)

### 2 指導員会

- 1) 構成員の確認⇒指導員会は必要か?
- 2) 日本山岳協会 2009 年度指導員総会(6月 13-14 日東京都)⇒欠席

### 3 自然保護委員会

- 1) 朝日山地森林生態系保護地域管理委員会について
- 2) 朝日山地森林生態系保護地域巡視員について
  - ・ 山岳連盟としての登録(12 名)  
阿部吉太郎・伊藤茂・鈴木博・高取和彦・佐藤皓・松本雅之・竹田憲作・高橋忠一・吉田明・吉田岳・加藤健次郎・難波賢一
  - ・ 巡視員会議(7月 4 日)
  - ・ 合同パトロール
  - ・ 朝日自然塾
- 3) 朝日連峰保全協議会について
  - ・ 5月 22 日設立会兼第 1 回会合
  - ・ 合同保全事業(銀玉水周辺、9月 26-27 日)
- 4) 飯豊連峰保全協議会について
  - ・ 合同保全事業(梶川尾根上部、9月 05-06 日、36 名参加)
  - ・ 合同保全事業(天狗ノ庭、9月 19-21 日)
- 5) 山の植生荒廃について
  - ・ ナラ枯れ
  - ・ ブナ枯れ
  - ・ マンサク枯れ
- 6) トレイルランニング大会による植生荒廃について

### 4 その他

- 1) 新しい搬送技術について(新竹田方式)

## 【確認事項】

この総会兼研修会は、山形県山岳連盟指導員会規程・同自然保護委員会規程・同遭難対策委員会規程に基づいて開催する。本来であれば、各委員会の総会は個別に開催すべきであるが、山形県山岳連盟の現状ならびに本日参集している人数を考慮し、合同総会としたいが異議はないか（⇒異議なし）。

それでは合同総会を開催する。最初に各規程には総会の出席率による成立要件が定められていないので、成立していることを宣言する。

次に、今後の委員会の結果は山形県山岳連盟のホームページに掲載することとし、委員会で掲載すべきでないとした内容以外については、委員長に一任することとしたいが異議はあるか（⇒異議なし）。

なお氏名および所属山岳会までは公開し、住所などは役員を除き非公開と考えている。非公開の部分を掲載する場合は、孤立したページを作成し、そのアドレスをメールで送信する。

以後の議題は関連があるので、最初一括して問題提起し、その後に意見をいただきたい。

山形県山岳連盟規約には、「指導委員会・自然保護委員会・遭難対策委員会の委員長は会長が委嘱して理事となる」とあるが、指導委員会は存在していない。しかし慣例として指導委員会の委員長が理事となっていることを承知しておいて欲しい。

指導員会は日本体育協会スポーツ指導員(山岳)で組織すると定められているが、日本山岳協会の指導員制度の変遷により、現在日本体育協会に登録されていない方についても参集をお願いした。組織を今後どのようにしていくかについては、後ほど皆さんの考えをお聞きして対応していくこととしたい。

自然保護委員会については、2006年11月11日ここ柳川温泉で開催されたが、集まったのは鈴木委員長を始め常世寛・竹田憲作・井上邦彦の4名であった。そこでは名簿作りが最優先課題として決定されたので、日本山岳協会が認定・登録している自然保護指導員の名簿を作成した。そのメンバーは自動的に山形県山岳連盟自然保護指導員会に所属することになる。今回はこの自然保護指導員会のメンバーに案内を送付した。この名簿をもって山形県山岳連盟自然保護委員会の構成員としたいと考えるが異議はないか（⇒異議なし）。

遭難対策委員会については、2007年7月14日天狗平ロッジで開催された指導員会・遭難対策委員会合同総会において、指導員会のメンバーが遭難対策委員会の構成員である旨を決議していることを確認する。

指導員会規程・自然保護委員会規程・遭難対策委員会規程には役員の任期は2年とあるが、県山岳連盟規約第13条に基づき、今年度から事務局が置賜地区に移行したので、いったん白紙に戻し、本日の総会で新たに役員を決定したいが、同意をいただきたい（⇒異議なし）。

遭難対策委員会の委員長は県岳連理事会を経て会長が委嘱することになっているので、既に決定済みである。自然保護委員会も同様であるが、自然保護指導員会は指導員会の総会で推挙し会長の承認を得ることになっている。自然保護委員会と自然保護指導員会の委員長を同一にすべきと考えるが異議はないか（⇒異議なし）。

同一の場合、役員を決める理事会の直前に総会を開く必要がある。とすれば3月末か4月当初になる。最初に委員会の委員長を決めて、それを自然保護指導員会の委員長として追認する方法も考えられるが、どちらにすべきか（⇒結論なし）。

指導員会の場合は委員会が存在しないので、指導員会の総会で推挙し会長の承認を得ることになる。これはどう扱うべきか（⇒結論なし）。

整理をすると、両指導員会は有資格者のみの組織であり、3委員会は資格の有無に関わらない組織ということができる。はたして二重構造が必要なのか、意見を徴したい（⇒当面は古い名簿で連絡をする）。

## 指導員制度の現状と課題

「社団法人日本山岳協会指導者規定(スポーツクライミング)」が2009年4月1日から施行されました。これまでになかった資格です。

「社団法人日本山岳協会指導者規定(アルパインクライミング)」が2009年4月1日から変わりました。これによると、指導者は4年毎に必要な日本体育協会(日体協)の登録更新を怠ると資格を喪失しますが、内規の条件を満たすことにより復活できます。また準指導員は廃止されました。

同時に「社団法人日本山岳協会指導者登録及び更新登録に関する規約」が改定されました。そこには下記のように記されています。

【更新登録をするものは、日体協から「更新登録通知書」に指示された期日までに登録申請書に基本登録料を添えて日体協へ納入しなければならない。但しクレジット機能付登録証は指定口座から引き落とされる。日体協より本人あてに指導者認定証及び登録証が送付される。また所属岳連の登録は、日山協公認指導者登録・更新カードに登録料を添えて所属岳連へ納入しなければならない。】

つまり、日体協から直接本人に「更新登録通知書」が送付されるので、本人が日産今日に対して直接に登録料を支払う仕組みになっています。これがなされないと、自動的に資格を喪失することになります。また所属岳連に対する登録料は岳連により異なっています(4年間で1,000～4,000円)。

更新の手続きを整理すると下記のようになります。つまり今後はクレジット会社のカードを作らないと更新登録はできないということです。

- ① 日体協より更新登録申請案内(兼クレジット機能付カード申込書)が個人に送られる。
- ② 個人は更新登録申請(兼クレジット機能付カード申込書)を日体協に送付する。
- ③ 日体協から「公認スポーツ指導者登録証(クレジット機能付カード)」が個人に送られる。
- ④ クレジット会社が更新登録料を引き落とす(クレジット決済)。
- ⑤ クレジット会社から日体協に更新登録料が一括納付される。
- ⑥ 日体協から日山協へ更新登録事務手数料が一括納付される。
- ⑦ 日山協から岳連に日山協の更新登録カードが送付される。
- ⑧ 岳連から個人へ日山協登録カード手続き書類が送付される。
- ⑨ 個人は岳連に日山協登録カードを送付するとともに岳連の登録手数料を納付する。
- ⑩ 岳連は日山協に更新登録カードを送付する。
- ⑪ 日山協から日体協へ更新登録者名簿を送付する。

なお、岳連の事務としては、日本山岳協会に対して、登録更新対象となる独自の研修会の認定を受けたい場合は、事前に申請することになります。

現在想定しているのは、指導員会総会兼研修会、遭難対策委員会と実施する春山合同訓練、その他に各傘下団体で行う研修会(あらかじめ指導委員長に申し出てください)です。